

経済連携協定（E P A）に基づく 原産地証明書（第三者証明制度）への 検認について

2022年5月

経済産業省
原産地証明室

1. 相手国税関当局からの検認

検認とは

- 相手国税関当局は、特惠税率の適用の可否を決定するに当たって、日本から輸出された産品が経済連携協定上の原産品であるか否か等について、各協定の規定に基づき、書面又は訪問を通じた確認の要請（検認）を行うことがあります。
- 検認への対応については、各協定上で定められた期限があるため、回答期限内に回答できるよう、法令に基づき、原産品であることを明らかにする資料等の書類の保存を適切に行っていただく必要があります。



検認の方法

- 相手国税関当局は、各協定に規定された連絡方法（外交ルート等）により、書面にて、発給当局である経済産業省に対して確認の要請を行います。当該書面には、対象となる原産地証明書の情報及び確認内容が記載されています。
- 相手国税関当局から要請を受けた経済産業省は、日本商工会議所を通じて、輸出者又は生産者に対して、報告又は資料の提出を求めます。

1. 相手国税関当局からの検認

情報の提供

- 確認の要請を受けた産品が協定上の原産品であるか否か等を確認するため、原産品であることを明らかにする資料（対比表、計算ワークシート等）や裏付け資料（発給申請に係る産品のインボイス、製造工程フロー図等）を提出していただきます。

回答期限

- 輸出者又は生産者の回答期限は、日本商工会議所からの報告依頼の書面に記載されています。

検認の内容と対応

※一つの検認において複数の内容の確認が行われる場合もあります。

- 産品の原産性の確認
→ 原産品であることを明らかにする資料等の提供により原産性を説明
- 原産地証明書上の記載事項の正確性の確認
→ 記載に誤り等があれば、正しい内容を説明
- 日本から輸入国までの積送状況の確認*
→ 第三国で積替え・寄港しているが、産品の原産性に影響がないことを説明

* 積送状況の確認については、経済産業省から輸出者に対して報告又は資料の提出を求めます。



1. 相手国税関当局からの検認

根拠法令

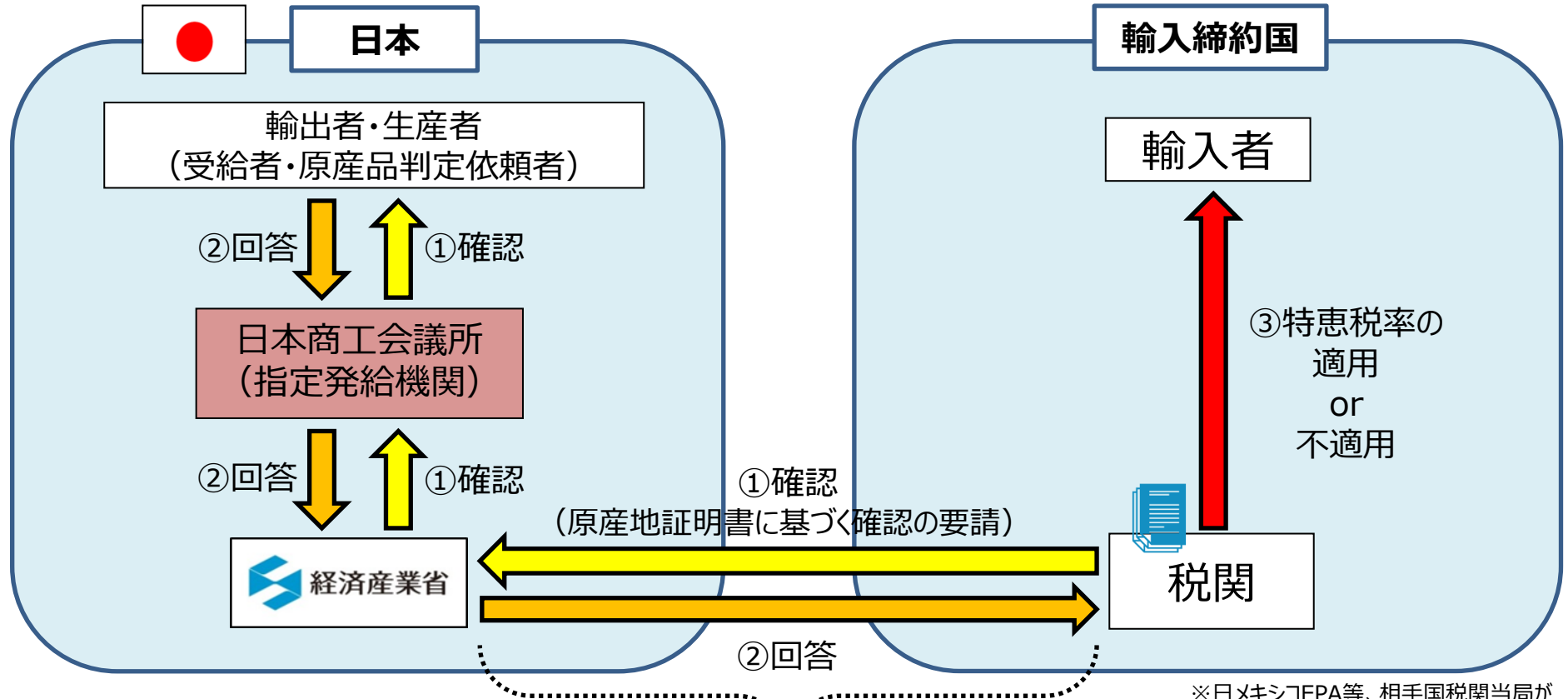
- 経済産業省は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（原産地証明法）に基づき、報告又は資料の提出を求めます。

【主な関連規定】締約国等の権限ある当局に対する情報提供等（第30条）、書類の保存（第7条）＜P10～＞

検認の結果

- 輸出者又は生産者から提出いただいた情報又は資料に基づいて、産品が協定上の原産品であるか否か等に関する情報を相手国税関当局に対して提供しますが、特惠税率を適用するか否かの最終的な判断は相手国税関当局が行うこととなります。
なお、相手国税関当局に対して提供する情報は、当該情報を相手国税関当局に提供することについて輸出者等の同意がある情報となります。
- 情報の提供により、相手国税関当局が当該産品について協定上の原産品であること等を確認できた場合には、相手国税関当局において特惠税率の適用が認められます。
一方で、協定上の期限内に回答しない場合や、提供された情報が当該産品が原産品であること等を証明するために十分でない場合には、相手国税関当局により特惠税率の適用が否認されることがあるため、御注意ください。

2. 検認の一般的な流れ



協定上定められた期限
(日タイEPAの場合) 最初の確認 3ヶ月以内、追加の確認 2ヶ月以内

- 相手国税関当局からの求めに応じて提供する情報は、当該情報を相手国税関当局に提供することについて輸出者等の同意がある情報となります。
- ただし、相手国税関当局に提供された情報が原産品であることを証明するために十分でない場合には、特恵税率の適用が否認されるおそれがあります。

3. 産品の原産性に関する検認の事例（1）

<検認の内容>

- 輸出者であるKeizaisangyo Corporationが受給した原産地証明書（4件）を使用して、2021年1月から12月の1年間に輸入者であるGensanchi Shomei Co., Ltd.が輸入したHS〇〇〇〇〇〇〇〇の産品は協定上の原産品であるかどうかの確認

1. Exporter's name, address and country: Keizaisangyo Corporation 1-3-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN	Certification no.	Number of page 1 / 1
2. Importer's name, address and country: Gensanchi Shomei Co., Ltd. Main Street, ***, ****	NAME OF AGREEMENT	
3. Means of transport and route (as far as known) Date of Shipment: January 15, 2021	CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan	
4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number 1): exporting good A: 8 〇〇〇〇〇〇	5. Preference criterion C	6. Quantity or weight 1 piece 7. Invoice number(s) and date(s) 654321 January 10, 2021

製造工程フロー図 【産品名】exporting good A	対比表 作成日：2020年12月1日 Keizaisangyo Corporation 経済 太郎 (判定受付番号：△△△△△△△△) (生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □) 【対象産品】生産国：日本、製造場所：〇〇県〇〇市□□・〇〇工場、仕向地：〇〇 【協定名】〇〇協定 【適用した原産地規則】関税分類変更基準：CTH（4桁変更） (輸出産品の生産に使用した全ての材料・部品を記載しました □)
部品▲▲▲▲▲	
部品▲▲▲▲▲	
部品▲▲▲▲▲	
部品▲▲▲▲▲	

<相手国税関当局から要請された情報>

- 当該産品が**原産品であることを証明する情報及び資料**の提供
- 当該産品の**製造工程**の提供

<輸出者又は生産者から提供された情報>

- 産品の原産性の報告及び原産品であることを明らかにする資料（対比表*）
- 製造工程フロー図

* 協定の原産地規則に応じて、計算ワークシート等の場合もあります。

※ 相手国税関当局から資料の提供を求められた際、当該資料を相手国税関当局に提供することについて輸出者等の同意がある場合は、必要箇所に英語を付して提出していただきます。

※ ※対象年及び件数は変更しています。
個別名称はすべて仮称。書類はすべてイメージ。次のページ以降も同じ。

3. 産品の原産性に関する検認の事例（2）

<検認の内容>

- インボイス上は型番ごとに産品の単価が異なる一方、原産地証明書上は当該産品を1品名にまとめて記載されている点について、当該産品はすべて協定上の原産品であるかどうかの確認

1. Exporter's name, address and country: Keizaisangyo Corporation 1-3-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN		Certification no. *****		Number of page 1 / 1	
2. Importer's name, address and country: Gensanchi Shomei Co., Ltd. Main Street, ***, ****		NAME OF AGREEMENT  CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan			
3. Means of transport and route					
4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number 1): exporting good A, 〇〇〇〇〇〇		5. Preference criterion C	6. Quantity or weight 10 pcs	7. Invoice number(s) and date(s) 123456 January 15, 2020	

Keizaisangyo Corporation
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo,
100-8901, Japan

Invoice

Invoice No. 123456

Date: January 15, 2020

Messrs : Gensanchi Shomei Co., Ltd.
Main Street, ***, ****

From : Tokyo, Japan

To : △△△△, ○○○○

Payment Terms: Deferred Payment

Description	Q'ty	Unit price	Amount Price
exporting good A, L-1	5 pcs	JPY 5,000	JPY25,000
exporting good A, L-2	5 pcs	JPY 6,000	JPY30,000
Total: 10 pcs			JPY55,000

- *1 産品を1品名にまとめて記載されている点について報告していただきます。
- *2 付加価値基準を適用した場合は、計算ワークシートを提出していただきます。
- *3 原産材料を使用した場合は、当該材料が協定上の原産品であることを示す資料を提出していただきます。

<相手国税関当局から要請された情報>

- 当該産品に適用された**品目別規則**
(関税分類変更基準or付加価値基準)
- 付加価値基準を適用した場合には、
当該産品の**原産資格割合**及び
関係資料の提供

<輸出者又は生産者から提供された情報>

- 産品の原産性及び原産地証明書の
記載の正確性*1の報告
- 原産品であることを明らかにする資料
(対比表*2)、サプライヤー証明*3及び
産品のインボイス等の商業用書類

4. 原産地証明書上の記載事項に関する検認の事例（1）

<検認の内容>

- 製品の輸入の際に使用されたインボイスは第三国で発行されている一方、原産地証明書第8欄に第三国インボイスの情報が記載されていない点について、当該証明書は、日インドネシアEPAに係る「運用上の手続規則」に規定された要件を満たしているかどうかの確認

1.Exporter's name, address and country: Keizaisangyo Corporation 1-3-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN	Certification no. *****	Number of page 1 / 1
2.Importer's name, address and country: Gensanchi Shomei Co., Ltd. Main Street, ***,***	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP	
3.Means of transport and route (as far as known) Date of Shipment: January 31, 2020	 CERTIFICATE OF ORIGIN FORM JIEPA Issued in Japan	
4.Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number 1): exporting good A: ○○○○○○	5.Preference criterion C	6.Quantity or weight 10 pcs
7.Invoice number(s) and date(s) 121212 January 30, 2020 *		

Keizaisangyo Corporation International Pte. Ltd.
5th Avenue ***, Singapore 831234

※製品の輸入の際に
使用されたインボイス

Invoice

Invoice No. 121212 Date: January 30, 2020

Messrs : Gensanchi Shomei Co., Ltd.
Main Street, ***, ***

From : Tokyo, Japan

To : Jakarta, Indonesia

Payment Terms: Deferred Payment

Description	Q'ty	Unit price	Amount Price
exporting good A	10 pcs	JPY 5,500	JPY55,000
Total: 10 pcs			JPY55,000

Number and kind of packages: 1 Pallet

8.Remarks:

9.Declaration by the exporter:

10.Certification

<輸出者から提供された情報>

- 原産地証明書の記載の正確性の報告
- 製品のインボイス等の商業用書類

※第三国インボイスが発行される場合には、
発給申請の際、情報の入力を忘れずに！

■第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者（※該当する場合のみ）

※インボイスが原産地証明書の発給を受けた輸出者以外の第三国に所在する者により発行される場合には、
第三国においてインボイスを発行した者の登記上または戸籍上のフルネームおよび所在地を記入してください。
英文名称は半角英数字、半角記号70字以内、英文所在地は半角英数字、半角記号190字以内で入力してください。

第三国 インボ イスの 発行者	英文名称：半角	Keizaisangyo Corporation International Pte. Ltd.
	英文所在地：半角 (インドネシア・日本以外)	5th Avenue ***, Singapore 831234

※日インドネシアEPAの例

Number and kind of packages: 1 Pallet

8.Remarks:

The good(s) is (will be) invoiced in a non-party.
Keizaisangyo Corporation International Pte. Ltd.
5th Avenue ***, Singapore 831234

9.Declaration by the exporter:

10.Certification

* 日インドネシアEPAの場合、原産地証明書の発給時点において、第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合には、輸出者が発行するインボイスの番号及び日付を記載します。各協定の第三国インボイス情報の記載に係る規定を御確認ください。

4. 原産地証明書上の記載事項に関する検認の事例（2）

【日タイEPA原産地証明書の様式上の指摘例】

○**輸出者の住所**（インボイス上の住所と異なる場合）

＜よく指摘のある誤記の例＞

○**品名の誤り**

○**インボイスの番号・日付の誤り**

○**その他**
ケースマークの誤記、
遡及発給時の船積日の誤り 等

赤枠内は誤記を添えていただくための説明です。
実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's Name, Address and Country (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者（英文名称、住所、国名）	Reference No. (欄2) 発給番号 (欄3) ページ番号
2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country (欄2) タイの輸入者（英文名称、住所、国名）	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN
3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段（船やトラック等）、当該輸送手段を通過している国名（日本 → タイ）	Made in Japan
4. Item number (as necessary), Marks and numbers, Number and kind of package, Description of goods, HS tariff classification number (欄4) 項目番号（必要に応じて）、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号	5. Production criterion (欄5) 特殊な品名 熱帯果実ワインおよびタイの蒸留酒：特定の品目および製造証明書の番号を入力
6. Quantity or gross weight (欄6) 数量または重量	7. Issuance number and date (欄7) インボイス番号と日付
8. Remarks (欄8) 備考 ① 特殊な品名 熱帯果実ワインおよびタイの蒸留酒：特定の品目および製造証明書の番号を入力 ② アセアン第三国産材料 第1604.14の産品：材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第7類、第16類、第18類～20類の産品：アセアン第三国で収穫等された材料名、国名 第61類、第62類の産品：タイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 ※品名は、インボイスに記載されている表現および統一システム（HS）の当該産品に関する表現との関連づけがわかるように記載	9. Declaration by the exporter (欄9) 輸出者 ① 日本 ② 第三国 ③ 日本と第三国の両方 ④ 不明 ⑤ その他 ⑥ 不明 ⑦ 不明 ⑧ 不明 ⑨ 不明 ⑩ 不明 ⑪ 不明 ⑫ 不明 ⑬ 不明 ⑭ 不明 ⑮ 不明 ⑯ 不明 ⑰ 不明 ⑱ 不明 ⑲ 不明 ⑳ 不明 ㉑ 不明 ㉒ 不明 ㉓ 不明 ㉔ 不明 ㉕ 不明 ㉖ 不明 ㉗ 不明 ㉘ 不明 ㉙ 不明 ㉚ 不明 ㉛ 不明 ㉜ 不明 ㉝ 不明 ㉞ 不明 ㉟ 不明 ㊱ 不明 ㊲ 不明 ㊳ 不明 ㊴ 不明 ㊵ 不明 ㊶ 不明 ㊷ 不明 ㊸ 不明 ㊹ 不明 ㊺ 不明 ㊻ 不明 ㊼ 不明 ㊽ 不明 ㊾ 不明 ㊿ 不明 ① 日本の輸出者 発行インボイス 番号と日付 ② 第三国仲介者 発行インボイス 番号と日付 ③ 日本と第三国の両方 発行インボイス 番号と日付 ④ 不明 ⑤ その他 ⑥ 不明 ⑦ 不明 ⑧ 不明 ⑨ 不明 ⑩ 不明 ⑪ 不明 ⑫ 不明 ⑬ 不明 ⑭ 不明 ⑮ 不明 ⑯ 不明 ⑰ 不明 ⑱ 不明 ⑲ 不明 ⑳ 不明 ㉑ 不明 ㉒ 不明 ㉓ 不明 ㉔ 不明 ㉕ 不明 ㉖ 不明 ㉗ 不明 ㉘ 不明 ㉙ 不明 ㉚ 不明 ㉛ 不明 ㉜ 不明 ㉝ 不明 ㉞ 不明 ㉟ 不明 ㊱ 不明 ㊲ 不明 ㊳ 不明 ㊴ 不明 ㊵ 不明 ㊶ 不明 ㊷ 不明 ㊸ 不明 ㊹ 不明 ㊺ 不明 ㊻ 不明 ㊼ 不明 ㊽ 不明 ㊾ 不明 ㊿ 不明

(欄7) インボイス番号と日付
＜記載方法＞
輸入通関にて
①日本の輸出者
発行インボイス
番号と日付
⇒日本の輸出者
発行インボイス
番号と日付
②第三国仲介者
発行インボイス
番号と日付
⇒第三国仲介者
発行インボイス
番号と日付
※不明な場合は
日本の輸出者
発行インボイス
番号と日付



原産地証明書の発給申請の際、
記載事項の入力は正確に！

（日本商工会議所HPより）

5. 日本から輸入国までの積送状況に関する検認の事例

<検認の内容>

- 日本から輸出された産品が第三国を経由（積替え又は寄港）してインドネシアに輸送された点について、当該産品は日インドネシアEPAに規定された積送基準を満たしているかどうかの確認

【日インドネシアEPAの関連規定】

（第33条 積送基準）

- 1 他方の締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。
 - （a）当該他方の締約国から直接輸送されること。
 - （b）積替え又は一時蔵置のために一又は二以上の第三国を経由して輸送される場合には、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと。

（第40条 関税上の特惠待遇の要求）

- 3 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。
 - （a）通し船荷証券の写し
 - （b）当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの



※上記規定に関して、**インドネシア政府は**、通し船荷証券上に経由地等が記載されない場合には、**船会社が発行する運送証明書の提出をもって積送基準の充足を認める運用を開始**しているので、輸入通関時に忘れず提出することができるよう輸入者とよく確認をとることをお勧めします。

6. 原産地証明法の関連規定（1）

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 （原産地証明法）（平成16年11月25日法律第143号）

（締約国等の権限ある当局に対する情報提供等）

第30条 経済産業大臣は、締約国等に第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が輸出された場合において、当該締約国等の権限ある当局から当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合には、政令で定める期間内に、その求めに応じなければならない。ただし、当該求めに応じて提供しようとする情報に証明書受給者、特定証明資料提出者、特定第一種原産品誓約書交付者その他の関係者に関する情報が含まれている場合において、当該情報を当該締約国等の権限ある当局に提供することについてその者の同意がない場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣は、締約国等の権限ある当局から前項の情報の提供を求められた場合には、当該求めに応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該第一種特定原産地証明書を発給した指定発給機関に対し、期限を付けて、報告又は資料の提出を求めることができる。

（書類の保存）

第7条 証明書受給者及び特定証明資料提出者は、第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第一種特定原産地証明書の発給の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

2 第一種原産品誓約書交付者は、第一種特定原産地証明書の発給の用に供された第一種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第一種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第一種原産品誓約書に係る第一種特定原産地証明書の発給がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第4条第5項の規定による当該第一種特定原産地証明書を発給した旨の通知を受けなかったときは、この限りでない。

6. 原産地証明法の関連規定（2）

○原産地証明法施行令

（平成17年2月9日政令第18号）

（情報提供の期間）

第6条 第1項～第10項

※各協定に係る「情報提供の期間」を規定。概要以下のとおり。

	協定	最初の確認	追加の確認
一	日メキシコ協定	6ヶ月以内	3ヶ月以内
二	日マレーシア協定	3ヶ月以内	2ヶ月以内
三	日チリ協定	3ヶ月以内	2ヶ月以内
四	日タイ協定	3ヶ月以内	2ヶ月以内
五	日インドネシア協定	6ヶ月以内	4ヶ月以内
六	日ブルネイ協定	3ヶ月以内	2ヶ月以内
七	日アセアン協定	3ヶ月以内	3ヶ月以内
八	日フィリピン協定	3ヶ月以内	2ヶ月以内
九	日スイス協定	10ヶ月以内	－
十	日ベトナム協定	90日以内	90日以内
十一	日インド協定	3ヶ月以内	2ヶ月以内
十二	日ペルー協定	3ヶ月以内	2ヶ月以内
十三	日オーストラリア協定	45日以内	－
十四	日モンゴル協定	4ヶ月以内	2ヶ月以内
十五	地域的な包括的経済連携協定	30日以上90日以内	－

6. 原産地証明法の関連規定（3）

○原産地証明法施行規則

（平成17年2月25日経済産業省令第9号）

（第一種特定原産地証明書に係る書類の保存等）

第12条 法第7条第1項の第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 発給申請者の申請に係る物品の仕入書の写し又はこれに準ずるもの
 - 二 発給申請者又は証明資料提出者の提出に係る当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類又は当該物品に係る第一種原産品誓約書の写し
- 2 法第7条第1項の経済産業省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

一	日メキシコ協定	5年
二	日マレーシア協定	5年
三	日チリ協定	5年
四	日タイ協定	5年
五	日インドネシア協定	5年
六	日ブルネイ協定	3年
七	日アセアン協定	3年
八	日フィリピン協定	5年
九	日スイス協定	3年
十	日ベトナム協定	3年

※次のページに続く

6. 原産地証明法の関連規定（3）

○原産地証明法施行規則

（平成17年2月25日経済産業省令第9号）

（第一種特定原産地証明書に係る書類の保存等）

第12条

2

十一	日インド協定	5年
十二	日ペルー協定	5年
十三	日オーストラリア協定	5年
十四	日モンゴル協定	5年
十五	地域的な包括的経済連携協定	3年

※前ページからの続き

- 3 法第7条第2項の第一種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、当該第一種原産品誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類とする。
- 4 法第7条第2項の経済産業省令で定める期間は、当該第一種原産品誓約書に係る第一種特定原産地証明書の発給の日から起算して、当該発給に係る第2項の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。